

あなたの寄附で 「暮らしやすさ日本一」へ

yamanashi

ふるさと納税制度で寄附がしやすくなりました

ふるさとやまなし応援寄附金のご案内



■「ふるさと納税制度」とは

個人が地方公共団体に対して5千円を超える寄附を行った場合に、5千円を超える部分について一定限度（おおよそ個人住民税の1割の額）までは個人住民税と所得税をあわせて全額控除する制度です。

山梨県にご寄附いただけますと、寄附金の受領証を添えて所得税の確定申告を行っていただくことにより、所得税の還付と個人住民税の税額控除が受けられます。



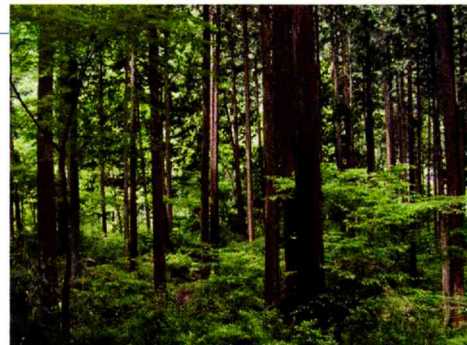
いただいた寄附金はこのように活用します

- 寄附金の活用方法は、次の3コースから皆さまに選んでいただけます。
- 用途のご指定がない場合は、広く県が推進する施策・事業のために活用させていただきます。

選択1

ふるさとの水を育む 森林保全に関する取り組み

- 100万本植樹運動の推進
- 手入れ不足により荒廃した森林の整備
- ダム上流など重要な水源地域における森林整備 など



選択2

富士山の保全、環境美化に関する取り組み

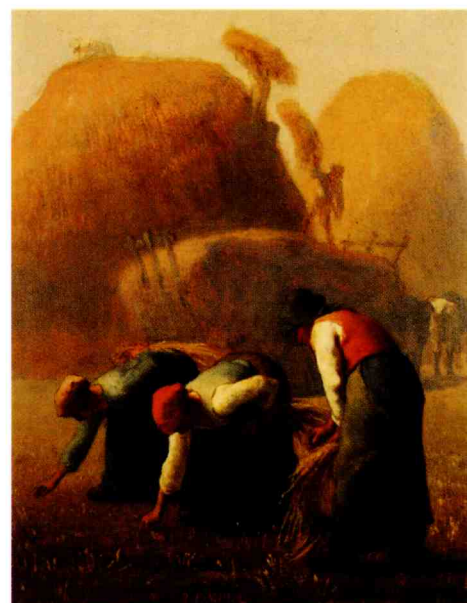
- 富士山レンジャーの設置
- 富士山クリーンキャンペーン
- 不法投棄防止巡回パトロール
- 富士山世界文化遺産登録推進事業 など



選択3

ふるさとの青少年育成に関する取り組み

- 県立美術館・県立博物館の特別展事業
- 小瀬スポーツ公園の体育館・陸上競技場などの改修・整備
- ヴァンフォーレ甲府の支援 など



ジャン=フランソワ・ミレー 《落ち穂拾い、夏》1853年
山梨県立美術館

山梨県ホームページの「ふるさと応援サイト」は
こちらのバナーを目印にアクセスしてください！
<http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>

ふるさと応援サイト
(ふるさと納税制度)

寄附(ふるさと納税)の方法は

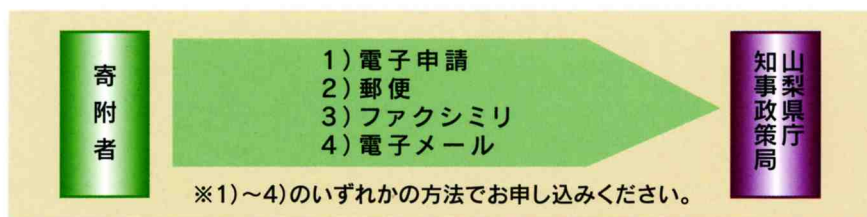
ステップ1 寄附のお申し込み

◎ まず、裏面の『寄附申出書』を下記の申込み窓口までファックスまたは郵送してください。

☆ 電子申請や電子メールによるお申し込みもできます。

☆ 寄附申出書のダウンロードや電子申請のお手続は、山梨県のホームページから、トップページ右下の「ふるさと応援サイト」にアクセスして行ってください。

【山梨県のホームページ】<http://www.pref.yamanashi.jp/pref/index.jsp>

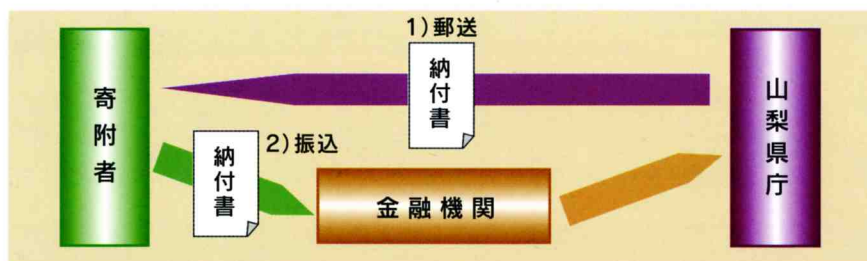


ステップ2 寄附金の納付

◎ 寄附金の納付は、「納付書払い」または「現金書留払い」のいずれかにより行ってください。

◎ 納付いただいた後、山梨県または金融機関から領収証書を発行します。

納付書払い



①寄附申出書のご提出をいただきました後、山梨県から納付書を郵送いたします。

②所定の金融機関へ納付書を持参し、お振り込みください。

注)山梨中央銀行、山梨信用金庫の各支店、みずほ銀行本・支店、近畿大阪銀行梅田支店からのお振り込みは振込手数料がかかりませんが、それ以外の場合には、手数料のご負担が生じます。

現金書留払い



①寄附申出書のご提出をいただきました後、山梨県庁から確認の連絡をいたします。

②確認の連絡がありましたら、山梨県庁知事政策局あてに郵送してください。

注) 郵送料については、寄附される方のご負担をお願いいたします。

お申し込み お問い合わせ窓口

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県庁知事政策局
電話055-223-1553(直通) ファクシミリ055-223-1776
E-MAIL: seisaku@pref.yamanashi.lg.jp



- ◎ 恐れ入りますが、各項目の欄は必ずご記入ください。
- ◎ この申出書を受領後、山梨県の担当職員から確認の電話連絡を差し上げます。

《ふるさとやまなし応援寄附金用》

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(ふりがな)

御 氏 名

御 住 所

御 連 絡 先

T E L

F A X

E-MAIL

@

寄 附 申 出 書

私は、ふるさと山梨を応援するために、次のとおり寄附を申し出ます。

1. 寄 附 金 額 金 円

2. 寄 附 方 法 (いずれかの番号に○を付けてください)

- ① 納付書による寄附 ※後日、納付書を送付いたします。
- ② 現金による寄附

3. 寄附金の使途 (いずれかの番号に○を付けてください)

- ① ふるさとの水を育む森林保全に関する取り組み
- ② 富士山の保全、環境美化に関する取り組み
- ③ ふるさとの青少年育成に関する取り組み
- ④ 特に使途の指定はなし(県政一般に対する寄附)

ふるさと納税制度の概要について

ふるさと（出身地に限らず、応援したいと思う地域）の県や市町村を、寄附金という形で応援しやすくするため、寄附金控除の制度を拡充するものです。

① 控除の対象となる寄附者は

→ 個人住民税の所得割を納税されている方が対象となります。

② どこへ寄附すれば控除の対象になるのか

→ すべての都道府県、市区町村への寄附が対象となります。

③ 今までと何が違うのか

→ 個人住民税の寄附金控除が、「所得控除方式（＝寄附金額に税率をかけた額しか控除にならない）」から「税額控除方式（＝寄附金額を直接税額から控除する※）」に変わります。

※ 適用下限額・控除上限額があります。

また、適用下限額が10万円から5千円に引き下げられることにより、寄附による税制優遇が受けやすくなります。

④ 控除によるメリットは

→ 寄附していただいた金額から5千円（適用下限額）を差し引いた額について、一定限度まで（下記モデルケースの※印を参照）は、個人住民税と所得税をあわせて全額控除が受けられます。次のケースも参考にしてください。

（モデルケース）

家族構成：4人（本人、配偶者、子供2人）
所得：7,000,000円（給与収入）
個人住民税（所得割額）：293,500円（年額）

★地方公共団体へ40,000円寄附した場合

地方公共団体への寄附金 40,000円			
個人住民税控除 31,500円		所得税控除 (10%) 3,500円	適用下限額 5,000円
基礎控除 (10%) 3,500円	特例控除(80%) 28,000円		
35,000円が所得税・住民税から控除			自己負担

あなたが全額控除を受けられる限度額は、山梨県のホームページ『ふるさと応援サイト』で計算できます。詳しくは裏面の連絡先まで！

※図の「特例控除」の上限は住民税の1割(上記のケースで29,350円)まで

(裏面につづく)

⑤ いつから適用が受けられるのか

→平成20年1月1日以後に支出される寄附金から控除の対象になります。

⑥ どうすれば控除が受けられるのか

→寄附先の県や市町村から発行される領収証書を大切に保管しておき、税務署で確定申告をしていただきますと、住民税・所得税両方の控除が受けられます。

★ 税制度や優遇措置を受ける方法に関するお問い合わせは

お住まいの市区町村の税務担当課 または
山梨県 総務部 税務課 (TEL: 055-223-1387) までお願いします。

『暮らしやすさ日本一』をめざして

山梨県はあなたのご寄附をお待ちしています！

寄附に関するお問い合わせは、お気軽に

電話055-223-1553 まで

お願いします！

山梨県 寄附金 10,000円			
振込手数料 100円	振込手数料 100円	振込手数料 100円	
合計 10,200円		合計 10,200円	



山梨県内各市町村 ふるさと納税制度担当窓口 一覧表

市町村名	所属名	係名	担当者名	電話番号(内線)	郵便番号	所在地
1 甲府市	企画部企画総室総務課	庶務係	浅川 和喜	055-237-5264	400-8585	甲府市丸の内1-18-1
2 富士吉田市	企画管理部企画財政課	財政係	井出 雅彦	0555-22-1111(232)	403-8601	富士吉田市下吉田1842
3 都留市	総務部政策形成課	政策担当	谷内 治彦	0554-43-1111(243)	402-8501	都留市上谷1-1-1
4 山梨市	総合政策課	政策推進担当	芳賀 光久	0553-22-1111(232, 233)	405-8501	山梨市小原西955
5 大月市	行政経営課企画室	企画政策担当	星野、杉本	0554-22-2111(234, 235)	401-8601	大月市大月2-6-20
6 韭崎市	企画財政課	企画推進担当	佐藤 道平	0551-22-1111(355)	407-8501	韭崎市水神1-3-1
7 南アルプス市	企画部政策秘書課	政策研究担当	保坂 久	055-282-1111	400-0395	南アルプス市小笠原376
8 北杜市	総務部地域創造課	地域づくり・交流担当	高橋 一成	0551-42-1323	408-0188	北杜市大豆生田961-1
9 甲斐市	企画部企画課	総合政策係	有泉 善人	055-278-1662	400-0192	甲斐市篠原2610
10 笛吹市	経営政策部経営企画課	ふるさと納税担当	古屋 健	055-261-2032	406-8510	笛吹市石和町市部777
11 上野原市	総務部企画課	政策推進係	卯月 正一郎	0554-62-3118	409-0192	上野原市上野原3832
12 甲州市	企画部政策秘書課	政策・調整担当	小林 好彦	0553-32-2111	404-8501	甲州市塩山上於曾1040
13 中央市	総務部政策秘書課	行政改革推進監	田中 正清	055-274-8512	409-3892	中央市臼井阿原301-1
14 市川三郷町	企画課	企画政策係	内藤 健一	055-272-1103	409-3601	西八代都市川三郷町市川大門1790-3
15 増穂町	企画秘書室	企画秘書担当	山田 直	0556-22-7216	400-0592	南巨摩郡増穂町天神中条1134
16 皷沢町	総務課	総務係	野中 正人	0556-22-2151	400-0695	南巨摩郡皷沢町1599-5
17 早川町	総務課	企画財政担当	深澤 治人	0556-45-2511(代)	409-2732	南巨摩郡早川町高住758
18 身延町	政策室	企画政策担当	佐野 文昭	0556-42-4801	409-3392	南巨摩郡身延町切石350
19 南都郡	出納室	出納係	遠藤 成	0556-66-3410	409-2192	南巨摩郡南都郡福士28505-2
20 昭和三郷町	総務課	政策秘書係	伊藤 直樹	055-275-8153	409-3880	中巨摩郡昭和三郷町押越542-2
21 道志村	総務課	財政・政策係	諏訪本 栄	0554-52-2111	402-0209	南都留郡道志村6181-1
22 西桂町	税務住民課	税務係	小澤 正仁	0555-25-2121	403-0022	南都留郡西桂町小沼1501-1
23 忍野村	税務課	住民税係	後藤 正美	0555-84-3111(272)	401-0592	南都留郡忍野村忍草1514
24 山中湖村	税務課	課税係	高村 高夫	0555-62-9972	401-0595	山中湖村山中237-1
25 鳴沢村	総務課	財政担当	三浦 寿得	0555-85-2311	401-0398	南都留郡鳴沢村1575
26 富士河口湖町	企画課	まちづくり係	渡邊 勝保	0555-72-1129	401-0392	南都留郡富士河口湖町船津1700
27 小菅村	税務課	税担当	加藤 普廣	0428-87-0111	409-0211	北都留郡小菅村4698
28 丹波山村	総務観光課	—	杉浦 宏治	0428-88-0211	409-0305	北都留郡丹波山村890